

議会の動き

第4回定例会

12月11日から会期3日間で開催

承認された報告

■平成18年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について

■同歌志内市病院事業会計決算の認定について

（平成19年9月11日
決算審査特別委員会付託）

これら2議案は、11月13日から3日間開催された委員会で審査の結果、原案認定されました。

可決された議案

■固定資産税の減免の特例に関する条例の制定について

㈱歌志内振興公社が所有するチロルの湯及びアリーナチロルに対する固定資産税を、平成20年度から3年間免除すること、歌志内市健康の村施設活性化

●平成18年度各会計決算が認定されました。

●チロルの湯の経営を支援するための「固定資産税の

減免の特例に関する条例の制定」が可決されました。

●国保税の特別徴収制度導入のための国民健康保険

税条例改正案が可決されました。

推進事業計画」の着実な推進を図るとともに、同社の経営支援

を行うための条例を制定しました。

■歌志内市水道料金助成条例の制定について

■歌志内市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

中空知広域水道企業団の福祉水道料金の廃止に伴い、対象者の範囲を一部見直して本市独自の福祉サービスとして助成する

ための条例を制定しました。また、対象者の一部見直しに伴い、下水道条例の関係条文を整備しました。

■歌志内市議会議員及び歌志内市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いて

公職選挙法の一部改正に伴い、市長選挙において、政策等

権者が知る機会を拡充するため、候補者は選挙運動用ビラを頒布

することができるとされたことから、関係条文を整備しました。

■歌志内市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する

条例の制定について

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児のための短時間勤務制度が導入されたことから、関係条文を整備しました。

■歌志内市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正

する条例の制定について

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正

に伴い、選挙長等の報酬の額について、法律に定める額を適用

するため、関係条文を整備しました。

■歌志内市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の

制定について

日本郵政公社が民営化されたことに伴う関係条文の整備を行いました。

■歌志内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

について

特別徴収制度の概要については、本紙9ページをご覧ください。

■歌志内市公共下水道設置条例の一部を改正する条例の制定

について

事業認可上の汚水浄化処理能力が、構成市町の将来人口推計

により見直されたことから、本市の計画人口を変更しました。

■訴えの提起について

再三の指導にもかかわらず家賃を滞納している市営住宅入居者5人に対し、住宅の明け渡し

と滞納家賃の支払いを請求する訴訟を実行するため、地方自治法の規定に基づいて議決を得ました。

■空知教育センター組合規約の一部改正について

一部改正について

空知管内の教職員の研修及び
研修に係る調査研究に関する事
務等を共同処理する対象市町に、
美唄市を追加しました。

■平成19年度歌志内市一般会計
補正予算(第6号)

1,113万円を追加補正し、
歳入歳出予算の総額を47億1,
610万円としました。
主な補正内容は次のとおりで
す。

【歳出】

▽代替輸送バス運行経費補償金
139万7千円の増

▽身障者介護・訓練等給付事業
費 150万2千円の減

▽救護施設調理等補助員賃金
133万7千円の増

▽児童手当 176万円の増

▽市営改良住宅特別会計繰出金
130万円の増

▽市営住宅特別会計繰出金
130万円の増

▽予備費 372万3千円の増

【歳入】

▽児童手当にかかる国庫負担金
121万9千円の増

▽歌志内線代替輸送確保基金繰
入金 139万7千円の増

▽平成18年度老人保健事業精算
に伴う空知中部広域連合返還
金 883万1千円の増

■同歌志内市営改良住宅特別会

計補正予算(第2号)

改良住宅の修繕工事費など1
46万6千円を追加補正し、歳
入歳出予算総額を2億2,38
7万7千円としました。

■同歌志内市営住宅特別会計補
正予算(第1号)

市営住宅の修繕工事費など1
57万2千円を追加補正し、歳
入歳出予算総額を1億5,63
7万2千円としました。

■同歌志内市国民健康保険特別
会計補正予算(第2号)

特定健診にかかる説明会出席
のための職員旅費を増額しまし
たが、予備費で財源調整を行っ
たため、歳入歳出予算総額2億
3,267万2千円に変更はあ
りません。

■同歌志内市病院事業会計補正
予算(第1号)

医療職員の退職及びこれに伴
う嘱託職員の採用により、人件
費を次のとおり補正しました。

▼収益的収支

収入は変更ありません。支出
は2,153万5千円を減額し
て5億5,955万6千円とし
ました。

今回の補正により、当年度純
損失は、当初予算と比較して2,
085万円減少して2,884
万4千円に、欠損金合計は8億

9,042万円となる見込みです。
■歌志内市職員給与条例の一部
を改正する条例の制定につい
て

国家公務員の給与制度の改正
に準じて、若年層の給料月額及
び扶養・勤勉手当の改定を行
いました。この改正は、平成20年
4月1日から実施します。

■平成19年度歌志内市一般会計
補正予算(第7号)

灯油需要期に入り灯油価格が
高騰していることから、低所得
高齢者等に対して灯油代の一部
を助成し、経済的支援を行うた
め、歳入歳出それぞれ50万円を
追加し、予算総額を47億1,66
0万円としました。
主な増減は次のとおりです。

【歳出】

▽福祉灯油助成事業費
220万円の増

▽予備費 185万6千円の減

【歳入】

▽福祉灯油助成事業にかかる道
補助金 50万円
福祉灯油についての詳細は、
本紙15ページをご覧ください。

人権擁護委員の推せん

人権擁護委員秋元邦子氏が本
年3月31日に任期満了となるこ
とから、引き続き委員として推

薦するため、議会の同意を得ま
した。(任期3年間)
■市内神威27番地2
秋元邦子氏(55歳)

選挙管理委員及び同
補充員の選挙

歌志内市選挙管理委員の任期
満了に伴う選挙の結果、次のか
たがが当選しました。

■選挙管理委員

▽合澤龍徳氏(本町第一)
▽小島恵子氏(本町中央)
▽中嶋哲氏(中村宮下町)
▽杉田義之氏(文珠第三)

■補充員

▽石井吉三郎氏(文珠しらかば
団地)

▽加藤園美氏(中村市街)
▽土肥隆則氏(歌神住宅)

▽黒田征子氏(本町第二)

なお、新しい選挙管理委員の
かたがたを、本紙17ページでご
紹介しています。

行政報告

■火災の発生について

11月21日午後2時25分ころ、
文珠市街の専用住宅で火災が発
生し、1階、2階天井裏の一部
約36㎡を焼損し、同3時25分鎮
火しました。

火災の原因及び損害額は現在

調査中で、この火災によるけが
人や他への延焼などはありませ
んでした。

■教育委員による市内小中学校
及び幼稚園等の視察について
11月28日に行われた教育委員
による教育施設等の視察につい
て、吉田教育長から報告があり
ました。

可決された意見書

■2008年度国家予算編成に
おける義務教育費無償、義務
教育費国庫負担制度の堅持と
負担率2分の1復元を求める
意見書

■悪質商法被害をなくすための
割賦販売法改正を求める意見
書

■石油製品の価格引下げ緊急対
策に関する意見書

■季節労働者対策の強化を求め
る要望意見書

■食品偽装事件の根絶を求める
意見書

■障害者自立支援法の見直しを
求める意見書

■道路整備に関する意見書

■保険でよい歯科医療の実現を
求める意見書

(12月13日・議員提出)
意見書は原案とおり可決され、
各関係先に送付されました。

平成19年度歌志内市功労者表彰式



▲市功労者の榮譽に輝いた受賞者の皆さん。左から矢野さん、泉谷市長、小川さん、東谷さん。

本市の振興発展や市民福祉の向上、教育文化の振興に特に功績のあった方の業績をたたえる平成19年度の歌志内市功労者表彰式が、11月20日に市役所で行われました。

今年度受賞の榮譽に輝いたのは市政の振興などに貢献された3人の方と、市に多額の寄附を

されたお二人です。

表彰式には3人の受賞者が出席され、市民憲章の唱和に続いて泉谷市長が、「皆さまの献身的な努力とご労苦、また本市への深い愛情に対し深く感謝いたします。今後とも安心して暮らせるまちづくりに努力して参りますのでいっそうのお力添え

をお願いします。」と式辞を述べ、一人ひとりに表彰盾を手渡し、その功績をたたえました。

受賞者のお名前と功績は、次のとおりです。

●功労表彰

- 矢野克之さん（文珠第三）
昭和57年から25年以上にわたる消防団員として従事し、消防力の充実に貢献されています。
- 小川寛さん（歌神二区）
市青少年センター地区補導員として昭和62年から20年以上にわたり青少年の健全育成に尽力されています。

- 谷秀紀さん（文珠第一）
平成7年から12年以上にわたり市議会議員として活躍され、市政の振興と発展に貢献されています。

●善行表彰

- 福田正孝さん（旭川市）
市政振興のため、1000万円を寄附されました。
- 東谷司さん（札幌市）
市立図書館の文庫創設のため、50万円を寄附されました。

道路への

雪捨てはやめましょう

毎年、除排雪作業を終了した道路に雪を捨てる人が見られますが、これでは除雪の効果がなくなってしまうです。

捨てられた雪で道路幅が狭くなるばかりか、左右の見通しが悪くなることから歩行者や車の通行に大きな支障をきたします。道路への雪捨ては絶対にしないようにしてください。

除排雪等の問い合わせ

- ▼道路については、札幌土木現業所滝川出張所維持係（☎22233434）へ。
- ▼市道については、市役所土木下水道グループ（☎4222223）へ。

年末年始休日に市役所臨時窓口を開設

市の業務は12月29日（土）から1月6日（日）までの9日間休ませていただきます。

このため、次のとおり臨時窓口を設けますのでお知らせします。

■開設日時

1月4日（金）
午前8時30分～午後5時30分

■開設場所

市役所1階
市民生活グループ

■業務内容

戸籍、住民票、印鑑証明の交付

